

憲法を学ぼう

伊藤塾塾長・弁護士
伊藤 真

1

憲法を学ぶ意義

- 1 憲法を使いこなして主体的によりよく生きる力を身につける(自分が幸せになるために)。
- 2 社会のメンバーとして必要な資質を備える(社会に貢献するために)。
- 3 憲法改正国民投票に際して自らの価値観で適否を判断できる力をつける(未来に対して責任ある判断をするために)。

2

今がどういう時代か その1

権力を行使する者が役割を果たしていない国
→ 国民が国を信頼していない国

- 政治家に対する不信
- 官僚に対する不信
- 司法に対する不信
- マスコミに流されてしまいがちな社会
→ 国やマスコミとどう向き合うか

3

今がどういう時代か その2

1人1人が大切にされていない社会
→ 貧困と格差の急速な拡大

- 生活保護受給約144万世帯(11年5月)
- ワーキングプアの増大
- 年収200万円以下: 通年雇用者1030万人超・非通年雇用者640万人超
- 2割強の貧困世帯 しかもその8割は母子世帯、子どもの貧困14%
- 13年間自殺者3万人超(20代は世界1位)、餓死者毎年80人以上
- こうした中での東日本大震災

4

今がどういう時代か その3

- 3/11の東日本大震災から5ヶ月
東北地方から関東地方を襲ったマグニチュード9.0の巨大地震、津波、福島第一原発の事故と風評被害
- * 死者・行方不明者は20000人以上
 - * 全国各地に避難した被災者10万人
24000人は避難所生活
- 被害規模が甚大かつ広範囲、多様化、長期化
原発事故を含む複合災害
地方都市と農漁村の経済を直撃
- 憲法にそった方向性と理念の共有が必要
→ ひとり一人を大切にする憲法

5

法律はなぜ正しい?

その地域や時代の**多数の人の意見**に従っているから

↓では

多数意見が常に正しいのか?

↓

NO **情報操作、雰囲気、目先の利益に惑わされる**

人間は間違いを犯すことがある

6

憲法の必要性

多数意見が常に正しいわけではない
↓
情報操作、雰囲気、目先の利益に惑わされる
多数意見にも歯止めが必要
多数意見でも奪えない価値があるはず
↓
それを守るのが憲法

平和
人権

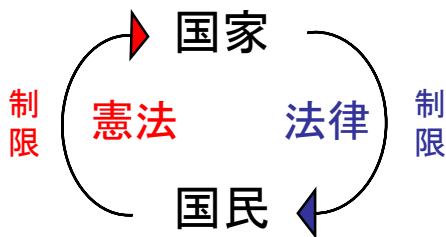
7

立憲主義

- 権力行使に憲法で歯止めをかけるという考え方を立憲主義という。
→ 国王の横暴に歯止めをかけるために生まれた。
→ 民主主義社会においては多数派による権力行使にも歯止めをかけるという意味を持つ。

民主主義vs立憲主義

憲法と法律



9

法律と憲法の違い

- 法律は、**国民の自由を制限**して、社会の秩序を維持するためのもの
→ 国民に対する歯止め
- 憲法は、**国家権力を制限**して、国民の人権を保障するもの
→ 国家に対する歯止め

憲法に人権規定ばかりなのは当たり前

憲法99条【憲法尊重擁護の義務】

- 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の**公務員**は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

本来、国民には憲法を守る義務はない

政治家などに守らせる義務があるだけ

憲法とは

- 憲法とは、**国家権力を制限**して**国民の権利・自由**を守るもの
(人権)

少数派

弱者

強者
多数派

強者による弱者への理不尽を許さない

12

憲法と私たちの生活

- 私たちの生活の中でも強い者と弱い者がいるときには、強い者から弱い者を守るために憲法が重要な役割を果たす。
- 権力、暴力、財力、会社、社会的地位、専門知識などの強い力から自分を守るための道具となる。
- 何か理不尽なことを感じたら、憲法があることをしっかりと思いだそう。

13

憲法を理解する上で重要なこと

- それは想像力(イマジネーション)
 - 多数派(強者)から少数派(弱者)へのイマジネーション
 - 入れ替わることへのイマジネーション
 - 弱い面もあることへのイマジネーション

他者への共感

14

憲法がめざす社会へ

- ひとり一人がその個性を尊重され、お互いの違いを認め合って、伴に生きることができる社会
- 世界中の子どもたちが、安全で平和の中で自分らしく生きていくことができる社会

15